（本號八面）　（明治廿五年三月十一日遞信省認可）　明治二十五年十一月二十日　（定價金二錢）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千五百五號
明治廿五年十一月二十日日曜日
舊曆壬辰十月二日（丙、辰）
日　出午前六時二十三分　入午後四時三十一分
月　出午前六時五十三分　入午後四時四十四分
滿潮　午前五時四十一分　午後五時五十七分
（西曆一千八百九十二年）

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ノ

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

修身書採定の標準

小學校修身敎科用圖書に供せんとて從來幾多の著述者が心を勞し身を役して編輯したるもの少なからざりしに過般文部省が「小學校修身敎科用圖書は可成多數の圖書中に就き最も善良なるものを撰擇すべき儀に付撿定濟の圖書多く出るを俟ち明治二十七年四月以後に於て之を審查採定すべし」と訓令せしより此等の編輯者は迷惑一方ならず蓋し修身書の材料たる槪ね類似のものにして唯これを結構するの鑑別方法を異にする迄のことなれば今既成の同書類を集め之を折衷取捨して別に一冊となす者あるも法律上版權侵害を以て論ず可らず結局從來の修身用書は假令ひ採定を得たるものにても實利をば他に奪ひ去らるゝの姿と爲り編者の辛苦水泡に屬すると同樣なりとて一旦かの訓令は發布したれども猶ほ此邊の事情に付て種々の議論ありといふ洵に左もある可きことなれども其議論の如何は姑く擱き抑も斯る困難の出來する其源を尋ぬれば文部省が修身の用書として最も善良なるものを審查採定せんと欲するが故なりと我輩は敢て斷言して憚らざる者なり道德の書を見て其孰れか最も善良なるや否やを識別せんとするが如きは實に至大の問題にして文部二三の官吏が果して之を決定するの見識あるや又その權利あるやは頗る疑ふ可きのみか之を決定せんと欲するこそ却て錯誤を來すの本なれと云はざるを得ず試に看よ同じく是れ道德の敎にして儒佛あり耶蘇、回々敎ありて各所見を一にせず又その儒書にても孔安國これを註し朱熹これを註し徂徠の註あり仁齋の說ありて和に漢に諸說紛々として分れ古より今に至るまで其是非未だ知る可らざるに非ずや法律制度は政權を以て左右す可しと雖も文部省が道德の標準を決定せんとするに至ては唯驚くの外なし我輩は斷じて其不可を言ふ者なり然らば修身用書は世間人々の出版に任せ一切不問に看過す可きかと云ふに是亦然らず苟めにも小學校の敎科書として德育の一端に用ひらるゝ上は素より大に愼重を加へて吟味せざる可らざるは勿論殊に近來忠孝と云へば親を殺し子を殺す等の事例を引き又少しく平易のものと云へば動もすれば猥褻に流るゝ等實際敎科に用ふ可らざるものもなきにあらざれば此の如きは斷じて小學校の採用を禁止す可しと雖も其禁止は唯有害のものに限りて他は都て之を許可し各地方各小學校の適宜に任せて敢て問ふ可き限りに非ず一籠の菓實の中より有毒のものを除き去れば採定の能事終ると心得て可なり幾百千の中にて是れこそ最も熟して最も甘しなど定めんとするが如きは老婆の痴心にして實際に無益のみか鑑定者の舌に適するものを以て他人に强ゆるに異ならず多辨を俟たずして其不可を知る可し左れば文部省も敎科書を撰ぶには最良採定の舊筆法を止め單に害あるや否やを撿定する迄の趣向にす可しとは我輩の夙に唱道して當局の注意を促したる所なりしが言未だ容れられざるに却て困難を出現せしむるに至りたるは窃に遺憾とする所なり且つ夫れ文部省が最良を撰定せんとするが爲めに隨て用書の數を減少するより出版者は何れも自家の書の採用せられんことを競ひ、競爭の餘云ふ可らざるの醜聞を洩らすことさへ珍しからず人或は之を聞て官吏の貪を責め商人の惡を憎み神聖なる敎育界を汚濁する者なりとて只管その所行を咎むることなれども我輩は寧ろ其人を罪せずして其こゝに到らしむるの仕組を悲まざるを得ず酷評すれば右の仕組こそ罪人を造るの陷穽なれと云ふも可ならん知らず明治二十七年四月以後に於て如何なる風評を聞くべきや之を要するに從來文部省が小學校修身敎科用圖書に對する心得及び彼の訓令第八號の如き偶々弊害困難を惹起すの原因なれば撿定の標準は唯有害のものを禁ずるに止む可く更に進んで自から道德の標準を立つるなどゝは古今の一奇談思ひも寄らぬことゝ知る可きものなり

官報

○內務省告示第四十八號

一新版一ツトセぶし　上下二枚
岐阜縣安八郡南條村四番地　水谷定平發行

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス

明治二十五年十一月十九日　內務大臣伯爵井上馨

○遞信省告示第二百七十八號

來十二月十一日ヨリ左記各局ニ於テ電信爲替事務ヲ取扱ハシム

明治二十五年十一月十九日　遞信大臣伯爵黑田清隆

豐前國企救郡門司郵便電信局
京都市下京區五條郵便電信支局
肥前國南高來郡口ノ津郵便電信局
後志國古平郡古平郵便電信局
大坂市東區船場郵便支局
相模國足柄下郡湯本郵便電信局
後志國瀨棚郡瀨棚郵便電信局
膽振國室蘭郡室蘭港郵便局

○遞信省告示第二百七十九號

來十二月一日ヨリ羽前國木ノ俣郵便局ヲ木野俣郵便局ト改正ス

明治二十五年十一月十九日　遞信大臣伯爵黑田清隆

○遞信省告示第二百八十號

來十二月一日ヨリ幌內太鐵道停車場電信取扱所通信取扱時限左ノ通改正ス

明治二十五年十一月十九日　遞信大臣伯爵黑田清隆

一每年三月一日ヨリ十月三十一日マデ午前六時ヨリ午後十時マデ
一每年十一月一日ヨリ翌年二月末日マデ午前七時ヨリ午後十時マデ

雜報

○自由黨海軍論の評　議會開場の期漸く迫りて自由改進の諸黨おの〳〵其提出す可き黨議黨論を豫報し來る中に就て自由黨の海軍に對するや或は海軍擴張論或は海軍改革の建議稍々蒸々として頗る人目を惹くあり某氏この頃海軍に通曉せる一將校を訪ひ談こゝに及んで問答したる所を聞くに

問　自由黨の近狀を見るに前年には大に其趣を革め消極的に政府を攻擊するのみならずして積極的に國務の經營を務むるものゝ如し現に板垣伯の演說にも從來に於ける消極的運動に顧る所あり自今は右に攻擊を加へ左に設計を示すの趣向なりといふ左ればにや軍艦製造の如きも同黨は絕對的に反對するに非ず或る改革を遂げたる上にて贊成す可しとのことなりしに果然今日に至りて海軍擴張論と共に海軍改革の建議を公けにせり知らず海軍省は之と軌道を共にするを得可きか

答　同黨の意向果して貴說の如くんば誠に慶賀す可しと雖も彼の海軍擴張論を一讀するに予は聊か了解に苦むものあり同黨が海軍の擴張せざる可らざるを說くや善し其費用の出所に至ては曰く蠶絲の商利に依賴す可し曰く紡績絲の發達を謀る可し曰く航路擴張の潤益を利用す可し云々と未來の多望を想像して斯く我國力の發達するに至る迄は海軍部內の費用を減じ弊風を掃ひ其餘剩を移して以て軍艦製造に充つ可しとなり斯の如くんば折角の海軍擴張論も唯表面の聲言となりて事實に於ては海軍の當局を攻擊するに終らんを恐るのみ

問　貿易の利潤を以て軍艦の製造費に充つるの說は未來の想像なれば姑く擱き海軍部內を改革して費用を得可しとならば當局に於ても務めて節減することならん是れ實地問題なりかの擴張論中にある意見の當否を聞くを得ん第一海軍の方針確定せずとあり從來の實跡然るが如きは如何

答　貴問甚だ善し擴張論中に其方針不定の事實として新艦增製の割合の屢々變更したること等を舉げたるは如何にも相違なきことなれども元來海軍の事たるや我國の新事業にして他の政務とは同じからず從て方針宜しきを失ひ過誤を見て始めて改むるが如き素より免れざる所にして之を今日に云ふは殆んど益なし爾來駸々步を進め殊に國會の開期も近づきたれば明治二十年の頃よりは著るしく整理し所謂弊風の如きも會計法の發布と共に一層嚴肅に赴きたるは疑ふ可らず國會が繼續委員を設けて調査せしめなば明白なるべし造艦の設計も亦確定して動かず即ち今の五萬噸に更に七萬噸を加へ總て十二萬噸となす積りにして是れ擴張にあらず始めて海軍たるの力を備ふる迄のことなり其十二萬噸と積りたる所以及びその配置如何に就ては事外交上にも亘るが故に敢て詳說せずと雖も人得て了解するに餘りある可し

問　次に海軍本省の全く武官組織なるを不都合とせり是は如何

答　武官組織なれば何故に不
務大臣これが制御に苦むとの
組織なるに況して海軍の事務
門の人に非ざれば叶はぬこと
ふ可き所には文官を用ふるこ
の事務を實地に查察せば自ら

問　其現今の鎭守府の制を變
守府は之を存し佐世保の一府

答　我國の鎭守府中にて必要
なりと云ふ可し東洋有事の日
佐世保に非ずして何ぞや寧ろ
は欠く可らず佐世保を廢す可
形勢を論ずるに於て如何ある
鶴に或は室蘭に幾多の鎭守府
に審議す可きなれども既存の
は更に熟考を請ふの外なし

問　海軍醫學校及主計學校の
を節減す可しとは如何

答　是は海軍部內にも夙に議
學校の經費に至ては學科を高
ざる所自由黨は一方に經費を
ならしめんとす可成左樣にあ

問　軍艦の半を豫備艦として

答　申す迄もなき尤もの事な
軍艦にては所詮叶はぬ所なれ
〳〵以て見る可きが如し

問　遠洋航海實地演習の便を

答　最も可なり唯費用の乏き

問　ドックの經濟として既成
成の分は其工事を中止すべし

答　是れは畢竟海軍に通ぜざ
要用は鎭守府の如きものにあ
き海上に戰ひ船舶の毀損する
廢艦となり畢るべし之を修復
ちドックの効にして各所に設
守府なしと雖もドックは則ち
んや未成の分は工事を中止す
なるのみ

問　吳に於ける兵器製造所を
せしむ可しとは如何

答　兵器製造所の工事は地盤
手數を要するものにして合併
れども其費用は猶は之を新設
地形たる日本の中腹にして下
すときは敵の一兵だも入れざ
運搬の便利も宜からず實地を
兵器所に適當なるに引換へ大坂
とて語を繼で曰く自由黨の意
加へて而して造艦の費用を得
も一々分析し來れば行ふ可らざ
注文を押通さんとなれば擴張
て事實は海軍當局攻擊の具なら
て讀者の參考に供す

○山田伯の逸事

○蘭學を修む　俗論黨と正義黨
論勤王攘夷に一決するや新に御
伯はその參謀を命ぜられしも
かば軍務は他に放任して同藩海